

長野市分別収集計画

1 計画策定の意義

本市は、総合計画の基本方針のひとつとして「豊かな自然環境と調和した潤いあるまち」づくりを掲げ、その達成に向けて「豊かな自然環境の保全と創造」、「資源が循環する環境共生都市の実現」、「良好な生活環境の形成」の三つの環境政策を展開している。

安全で快適な生活環境を確保するとともに、豊かな自然と共生する環境をつくりあげるためには、これまでの大量生産、大量消費、大量廃棄型社会を見直し、リデュース（発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用）の3Rを基本にしたライフスタイルへの転換を促すとともに、廃棄物の減量と資源化の推進を図り、持続可能な循環型社会の構築を目指していく必要がある。

平成31年（2019年）3月には、長野広域連合が長野市大豆島地区に建設した「ながの環境エネルギーセンター」が供用開始となったことや、平成31年（2019年）3月をもって北信保健衛生施設組合から離脱したことに伴い、豊野地区の可燃ごみ、ビン類、缶類及びペットボトルについても、ながの環境エネルギーセンター及び市資源再生センターで処理することになり、ごみ処理施設が全市統一されるなどの変化があるなかで、今後も平成21年10月から導入した家庭ごみ処理有料化制度による減量効果を持続させ、高まりつつある市民のごみや環境への関心及びごみ減量・分別徹底への意欲が継続できる積極的な啓発活動などの事業を展開していかなければならない。

本計画は、このような状況のなか、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という。）第8条に基づき、容器包装廃棄物を分別収集して資源化を促進し、ごみの減量化により焼却施設への負荷軽減や最終処分量の削減を図るため、市民、事業者及び市それぞれの役割を明確にし、関係者が一体となって取り組むべき計画を定めたものである。

2 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示す。

- ・ 3Rによるごみ減量の仕組みづくりの推進
- ・ 家庭ごみの減量・資源化の推進と有料化制度の検証・見直し
- ・ 事業ごみの減量・資源化の推進
- ・ 収集・処理体制の充実
- ・ 適正処理の推進

3 計画期間

本計画の計画期間は令和2年4月を始期とする5年間とし、令和4年度に見直す。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、金属（スチール製容器、アルミ製容器）、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、紙類（飲料用紙製容器、段ボール、紙製容器包装であって前述以外のもの）、ペットボトル（飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの）、プラスチック製容器包装であって前述以外のもの）を対象とする。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）

（単位：t）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
容器包装廃棄物	17,134.3	16,942.9	16,760.6	16,629.5	16,411.2

[内 訳]

（単位：t）

項 目		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
金 属	スチール製容器	427.4	420.3	413.9	408.7	401.7
	アルミ製容器	353.5	347.7	342.3	338.2	332.3
ガ ラ ス	無色のガラス製容器	1,133.8	1,118.3	1,103.8	1,092.9	1,076.4
	茶色のガラス製容器	814.1	803.0	792.6	784.8	773.0
	その他のガラス製容器	537.5	530.2	523.3	518.2	510.2
紙 類	飲料用紙製容器 （原材料としてアルミニウムが 利用されているものを除く。）	50.9	49.8	48.8	48.1	47.0
	段ボール	2,573.3	2,518.5	2,468.3	2,427.9	2,377.0
	紙製容器包装であって上記以外の もの	3,763.7	3,740.7	3,718.2	3,706.0	3,673.7
プ ラ ス チ ク	ペットボトル （飲料又はしょうゆその他主務大 臣が定める商品を充てんするた めのもの）	598.0	587.5	577.6	569.9	559.5
	プラスチック製の容器包装であ って上記以外のもの	6,882.1	6,826.9	6,771.8	6,734.9	6,660.5

6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項（法第8条第2項第2号）

(1) 家庭ごみの減量・資源化

① 啓発活動の推進

地区役員等を対象とした研修会及び住民説明会並びに広報誌等の発行を行うとともに、メディアを活用し、分かりやすい啓発活動を推進する。

② 環境学習の推進

地域や小中学校等との連携を強化し、環境学習の推進に努める。また、資源再生センターの見学機会を拡大するとともに、教職員への研修・講座等を開催する。

③ 分別の徹底

ごみ分別強調月間において、地域と連携して巡回指導を行うことなどによりごみの分別指導の徹底に努める。

④ 家庭での紙類の減量・再資源化

啓発活動等を積極的に行い、「その他古紙」の排出を拡大する。

⑤ 集団資源回収の推進

資源回収報奨金等を通じて集団資源回収実施団体を支援し、集団資源回収の推進を図る。

⑥ 家庭ごみ処理の有料化

家庭ごみ処理手数料有料化後のごみ量推移等の分析を行い、制度の検証・見直しを行う。

⑦ 消費者としての取組み

商品の再使用・長期使用の推進及びマイバッグ持参の啓発を行う。

⑧ 販売事業者等の協力による減量・資源化の推進

容器包装等の店頭回収の拡大及び簡易包装の推進を行う。

(2) 事業ごみの減量・資源化

① 分別の徹底と再資源化の推進

事業所用ごみ減量マニュアルを活用し、計画的なごみの減量・再資源化への取組を促進するとともに、多量排出事業所については減量計画書の提出を求め、立入指導を実施して自己処理責任による処理の徹底を呼びかける。また、資源再生センターや廃棄物対策課と連携し、資源再生センターへの搬入時の展開検査等を実施するなど分別指導の強化を図る。

② 事業所での紙類の減量・資源化

紙類の可燃ごみへの混入を防止するため、事業所への立入指導を実施して機密文書の再資源化を促進する。

③ ながのエコ・サークル認定制度の推進

ながのエコ・サークル認定制度の普及促進に努めるとともに、認定事業所の認定後確認調査を行い、適正な取組の確保を図る。

④ ごみ処理手数料の検討

変動する社会経済情勢や市況等の動向を注視し、ごみ処理手数料の見直しを検討する。

⑤ 処理業者による資源化の推進・適正処理

収集運搬事業者を対象に研修会を開催し、分別収集及び運搬の適正化を図る。

⑥ 市有施設等における資源化の推進

庁内会議等の開催により市有施設における分別の徹底及び再資源化を推進するとともに、

市有施設における再生品の利用促進を図る。

(3) 適正処理の推進

① 収集運搬について

現行の収集運搬実施状況の検証を行い、より安定的で効率的な方法等を検討する。

② 資源物収集の検討

サンデーリサイクル回収拠点の適正配置について検討する。

平成31年4月1日現在のサンデーリサイクル回収拠点と回収品目は以下のとおり。

	会 場	会 場 別 回 収 品 目
第1日曜日	西友西尾張部店	ビン、缶、ペットボトル、紙、乾電池、 蛍光灯
	西友南長野店（稲里）	ビン、缶、ペットボトル、紙、乾電池、 蛍光灯
	デリシア若槻店	ビン、缶、ペットボトル、紙、乾電池、 蛍光灯、廃食用油
	デリシア七瀬店	ビン、缶、ペットボトル、紙、乾電池、 蛍光灯、廃食用油
	戸隠支所（4月～11月）	ビン、缶、ペットボトル、紙、乾電池、 蛍光灯、廃食用油、剪定枝葉
第2日曜日	西友古里店（4・6・9・12・3月は 小型家電も回収）	ビン、缶、ペットボトル、紙、乾電池、 蛍光灯、廃食用油
	A・コブファーマーズ 篠ノ井店（5・8・ 11・2月は小型家電も回収）	ビン、缶、ペットボトル、紙、乾電池、 蛍光灯、廃食用油
	ラ・ムー長野店（稲葉）	ビン、缶、ペットボトル、紙、乾電池、 蛍光灯、廃食用油
	鬼無里支所（4月～11月）	ビン、缶、ペットボトル、紙、乾電池、 蛍光灯、廃食用油、剪定枝葉
第3日曜日	柳原支所・公民館（4月なし）	ビン、缶、ペットボトル、紙、乾電池、 蛍光灯、廃食用油
	西友川中島店	ビン、缶、ペットボトル、紙、乾電池、 蛍光灯、廃食用油
	ユー・パレット赤沼店	ビン、缶、ペットボトル、紙、乾電池、 蛍光灯、廃食用油
	デリシア大豆島店	ビン、缶、ペットボトル、紙、乾電池、 蛍光灯、廃食用油

	信州新町支所（4月～11月）	ビン、缶、ペットボトル、紙、乾電池、 蛍光灯、廃食用油、剪定枝葉
	中条支所（4月～11月）	ビン、缶、ペットボトル、紙、乾電池、 蛍光灯、廃食用油、剪定枝葉
第4日曜日	西友伊勢宮店	ビン、缶、ペットボトル、紙、乾電池、 蛍光灯
	西友長野北店（檀田）	ビン、缶、ペットボトル、紙、乾電池、 蛍光灯
	A・コープ松代店	ビン、缶、ペットボトル、紙、乾電池、 蛍光灯、廃食用油
	ベイシア長野東店（小島）	ビン、缶、ペットボトル、紙、乾電池、 蛍光灯、廃食用油
	大岡支所（4月～11月）	ビン、缶、ペットボトル、紙、乾電池、 蛍光灯、廃食用油、剪定枝葉

※各会場とも実施時間は午前10時から午後1時まで

(4) 市民参画による施策の検討・実施

① 市民参画による施策の検討・実施

住民自治協議会やながの環境パートナーシップ会議等との連携を強化し、市民参加による施策の検討・実施を行う。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

本市における最終処分の状況、資源化施設での資源化及び再商品化計画を総合的に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下記左欄のように定める。

また、市民意識の度合いや市の施設、収集体制、収集機材等を勘案し、分別の区分を下記右欄のように定める。

分別収集をする容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分
金 属	スチール製容器	缶（スチール製、アルミ製混合）
	アルミ製容器	
ガ ラ ス	無色のガラス製容器	びん（無色）
	茶色のガラス製容器	びん（茶色）
	その他のガラス製容器	びん（その他）
紙 類	飲料用紙製容器 （原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	紙（紙パック）
	段ボール	紙（段ボール）
	紙製容器包装であって上記以外のもの	紙（雑誌・その他の古紙）
プ ラ ス チ ッ ク	ペットボトル（飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの）	ペットボトル
	プラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	プラスチック製容器包装

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み（法第8条第2項第4号）

（単位：t）

分別収集する 容器包装廃棄物の種類		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
金 属	スチール製容器	(独自処理量) 320.2	(独自処理量) 318.7	(独自処理量) 317.1	(独自処理量) 315.3	(独自処理量) 313.4
	アルミ製容器	(独自処理量) 267.8	(独自処理量) 266.6	(独自処理量) 265.2	(独自処理量) 263.7	(独自処理量) 262.1
ガ ラ ス	無色のガラス製容器	(独自処理量) 1,013.2	(独自処理量) 1,008.4	(独自処理量) 1,003.2	(独自処理量) 997.5	(独自処理量) 991.5
	茶色のガラス製容器	(独自処理量) 710.8	(独自処理量) 707.4	(独自処理量) 703.7	(独自処理量) 699.6	(独自処理量) 695.3
	その他のガラス製容器	(引渡り量) 515.6	(引渡り量) 513.2	(引渡り量) 510.6	(引渡り量) 507.7	(引渡り量) 504.7
紙 類	飲料用紙製容器 (原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く)	(独自処理量) 12.8	(独自処理量) 12.7	(独自処理量) 12.6	(独自処理量) 12.5	(独自処理量) 12.4
	段ボール	(独自処理量) 693.0	(独自処理量) 689.7	(独自処理量) 686.1	(独自処理量) 682.2	(独自処理量) 678.1
	紙製容器包装であって上記以外のもの	(独自処理量) 1,252.0	(独自処理量) 1,246.1	(独自処理量) 1,239.6	(独自処理量) 1,232.5	(独自処理量) 1,225.1
プ ラ ス チ ッ ク	ペットボトル（飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てるためのもの）	(合 計) 498.8	(合 計) 496.4	(合 計) 493.9	(合 計) 491.1	(合 計) 488.2
		(引渡り量) 498.8 (独自処理量) 0	(引渡り量) 496.4 (独自処理量) 0	(引渡り量) 493.9 (独自処理量) 0	(引渡り量) 491.1 (独自処理量) 0	(引渡り量) 488.2 (独自処理量) 0
	プラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	(合 計) 3,328.2	(合 計) 3,312.3	(合 計) 3,295.1	(合 計) 3,276.2	(合 計) 3,256.4
	(引渡り量) 3,328.2 (独自処理量) 0	(引渡り量) 3,312.3 (独自処理量) 0	(引渡り量) 3,295.1 (独自処理量) 0	(引渡り量) 3,276.2 (独自処理量) 0	(引渡り量) 3,256.4 (独自処理量) 0	
計		(合 計) 8,612.4	(合 計) 8,571.5	(合 計) 8,527.1	(合 計) 8,478.3	(合 計) 8,427.2
		(引渡り量) 3,827.0 (独自処理量) 4,785.4	(引渡り量) 3,808.7 (独自処理量) 4,762.8	(引渡り量) 3,789.0 (独自処理量) 4,738.1	(引渡り量) 3,767.3 (独自処理量) 4,711.0	(引渡り量) 3,745.2 (独自処理量) 4,682.0

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物ごとの量及び法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み
= 直近年度の分別基準適合物等の収集実績×人口変動率

また、人口変動率は、H27国調に基づくH28年11月1日現在の推計人口を基準人口とし、長野市企画課が推計した数値に基づき算出した。

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
373,393人 (対前年度比)	371,612人 (対前年度比)	369,686人 (対前年度比)	367,567人 (対前年度比)	365,349人 (対前年度比)
99.57%	99.52%	99.48%	99.43%	99.40%

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

分別収集の実施主体は、以下に示すとおりである。

容器包装廃棄物の種類		収集に係る 分別の区分	収集・運搬の段階	選別・保管等段階
金 属	スチール製容器	缶類	市による定期収集	選別・圧縮・保管：市
	アルミ製容器			
ガ ラ ス	無色の ガラス製容器	びん（無色）	市による定期収集	選別・保管：市
	茶色の ガラス製容器	びん（茶色）		
	その他の ガラス製容器	びん（その他）		
紙 類	飲料用紙製容器 (原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く)	紙（紙パック）	市による定期収集	選別・圧縮・保管：市
	段ボール	紙（段ボール）		
	紙製容器包装であって上記以外のもの	紙（雑誌・その他の古紙）		
プ ラ ス チ ク	ペットボトル (飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てるためのもの)	ペットボトル	市による定期収集	選別・圧縮・保管：市
	プラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	プラスチック製容器包装	市による定期収集	選別・圧縮・保管：市

11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

分別収集された容器包装廃棄物はパッカー車、ダンプ車等を用いて次表の施設へ運搬され、中間処理される。

長野市資源再生センターの資源化施設においては、缶及びびんの選別・圧縮及び保管を、プラスチック製容器包装圧縮梱包施設においてはペットボトル及びプラスチック製容器包装の選別、圧縮及び保管を行う。

紙類については、民間施設において選別、圧縮及び保管を行う。

分別収集する 容器包装廃棄物の種類		収集に係る 分別の区分	収集容器	収集車	中間処理
金 属	スチール製容器	缶類	集積所に専用 ネット袋を配 置	パッカー車 (2 t 車 ～10 t 車)	《選別・圧縮・保管施設》 長野市資源再生センター 資源化施設
	アルミ製容器				
ガ ラ ス	無色の ガラス製容器	びん（無色）	集積所に専用 プラスチック コンテナを配 置	平ボディ車 (2 t 車 ～4 t 車)	《選別・保管施設》 長野市資源再生センター 資源化施設
	茶色の ガラス製容器	びん（茶色）			
	その他の ガラス製容器	びん（その他）			
紙 類	飲料用紙製容器 (原材料としてアル ミニウムが利用され ているものを除く)	紙（紙パック）	それぞれ結束 して集積所へ 排出	平ボディ車 (2 t 車 ～4 t 車)	《選別・圧縮・保管施設》 民間施設
	段ボール	紙（段ボール）			
	紙製容器包装であって 上記以外のもの	紙（雑誌・その 他の古紙）			
プ ラ ス チ ク	ペットボトル (飲料又はしょうゆ その他主務大臣が 定める商品を充て んするためのも の)	ペットボトル	集積所に専用 ネット袋を配 置	パッカー車 (2 t 車 ～10 t 車)	《選別・圧縮・保管施設》 長野市資源再生センター プラスチック製容器包装 圧縮梱包施設
	プラスチック製の 容器包装であって 上記以外のもの	プラスチック 製容器包装	指定袋に入れ て集積所へ排 出	パッカー車 (2 t 車 ～10 t 車)	《選別・圧縮・保管施設》 長野市資源再生センター プラスチック製容器包装 圧縮梱包施設

12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項（法第8条第2項第7号）

長野市一般廃棄物処理基本計画（ごみ処理基本計画）に沿って本市の分別収集計画を実効あるものとし、一層のごみの減量及び資源化を推進していく。